

平成 27 年 10 月 13 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

公文書改竄事件に係る対応等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

公文書改竄事件に係る対応等

2 質問の要旨

1. 納税課（再任用職員）小原芳則による重大な公文書改竄事件に係り、改竄実行者 2 名について懲戒になるか否かについては職員課は諮問をしたのか。
2. 悪意がないと今回、実行者 2 名を懲戒対象としなかったが、別の職員によって万が一今後、同様のケース（公文書の改竄）が発生した場合、懲戒の対象となるのか。
3. 刑事訴訟法に基づいてどのようなケースの場合に公務員にとり、告発義務が発生するのか。その具体的な構成要件は何か。
4. 懲戒処分決定ならびに懲戒対象となるか否かの判断については、比例原則に基づいて判断されるべきなのか。又その根拠は何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 10 月 17 日まで） ・ 無

（理由：緊急質問を実施する為。職員課長、総務部長は特段に誠意を以て答弁せよ。）